



3月8日付けで、通知の留保を解除し、通知を廃止する。

2月24日までに「運用3号」通知に基づき裁定された方については、

3月以降、従前の年金額を支給する。

この改善策が1月1日に遡及して実施される場合は、差額を調整することを検討する。

今後の年金裁定請求は、「運用3号」通知前の取扱により裁定し、

2の対象となることを検討する。

4. 1～3までの措置は、「年金確保支援法」との関係で、法律改正施行後「3年間の時限措置」とすることを検討する。

法律改正等、実際の運用方法等これからの問題は山積していますが、批判が集中した解決法よりは、ずっとノーマルな結論に落ち着いたのではないかと思います。

---

## ★トピックス～ 震災に伴う雇用保険の特例措置～

東日本大震災に伴う雇用保険失業給付の特例措置が発表されました。

災害で休業、一時的に離職を余儀なくされた方の特例です。

会社が被災したことにより、休業をしなくてはならず、お給料を受けることが出来なくなった場合は、実際に退職しなくても失業給付を受けることが出来ます。

災害救助法の指定地域のある会社が事業を休止・廃止したために一時的に離職しなければならず、事業再開後の再雇用が予定されている場合は、失業給付を受けることができます。

また、失業手当を受ける時に、必要な確認書類がない時でも手続きを行うことが出来ることになりました。

---

## ~~~~~編集後記~~~~~

先日、被災した友人宅(北関東)にお見舞いに行ってきました。

一見、大きな被害にあったとは見えない、町並みです。

しかし、少し歩くと、ブロック塀は倒れたまま、青いビニールシートが、いたるところの屋根を覆っています。古くて美しかった三階建ての日本家屋の屋根は、無残に崩れていました。

余震も多く、住んでおいでの方々は、皆疲れた表情をされています。

観光と農業が主な産業のその町は、この春は、余震等で観光客の来訪も望めず、農産物は風評被害等で売れない可能性もあり、不安を抱えながら4月を迎えています。

東北と北関東、とても広範囲に被害は出ています。

まずは、忘れない、ことだと思っています。

~~~~~

\*\*\*\*\*

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント  
西尾雅枝  
〒604-8155  
京都市中京区錦小路通室町東入ル  
占出山町308 ヤマチュービル2F N10  
電話&FAX(075)241-4586  
メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。\*

\*\*\*\*\*

---

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

---